

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
株式会社桂エコシステム 代表取締役 伊藤 公子	香取郡多古町飯筐字 舟ヶ谷 148 番 2	1,467.86 m ²	用途地域の 指定の無い区域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、多古町役場から北北西に約3.2キロメートル離れた位置にあり、用途地域の指定の無い区域に位置している。

施設は幅員10メートルの県道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

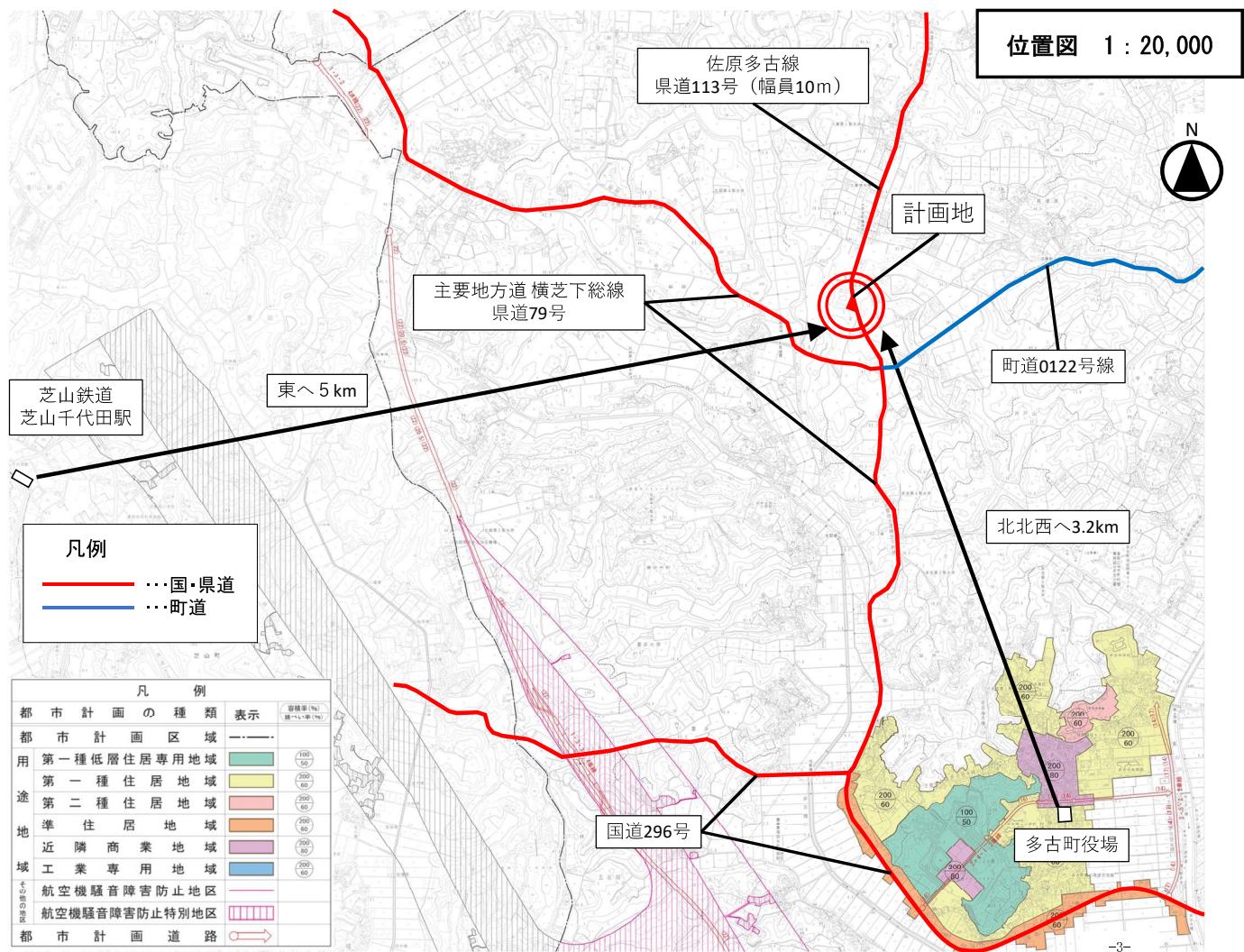
2 施設の処理能力 破碎施設 1基

『既設』 破碎施設 木くず 7.0t/日

廃プラスチック類 7.0t/日

3 建築物 合計 3 棟 (既存 3 棟)

位置図 1 : 20,000



計画図 1 : 2,500



佐原多古線
県道113号 (幅員10m)

計画地

主要地方道横芝下総線
県道79号

凡例

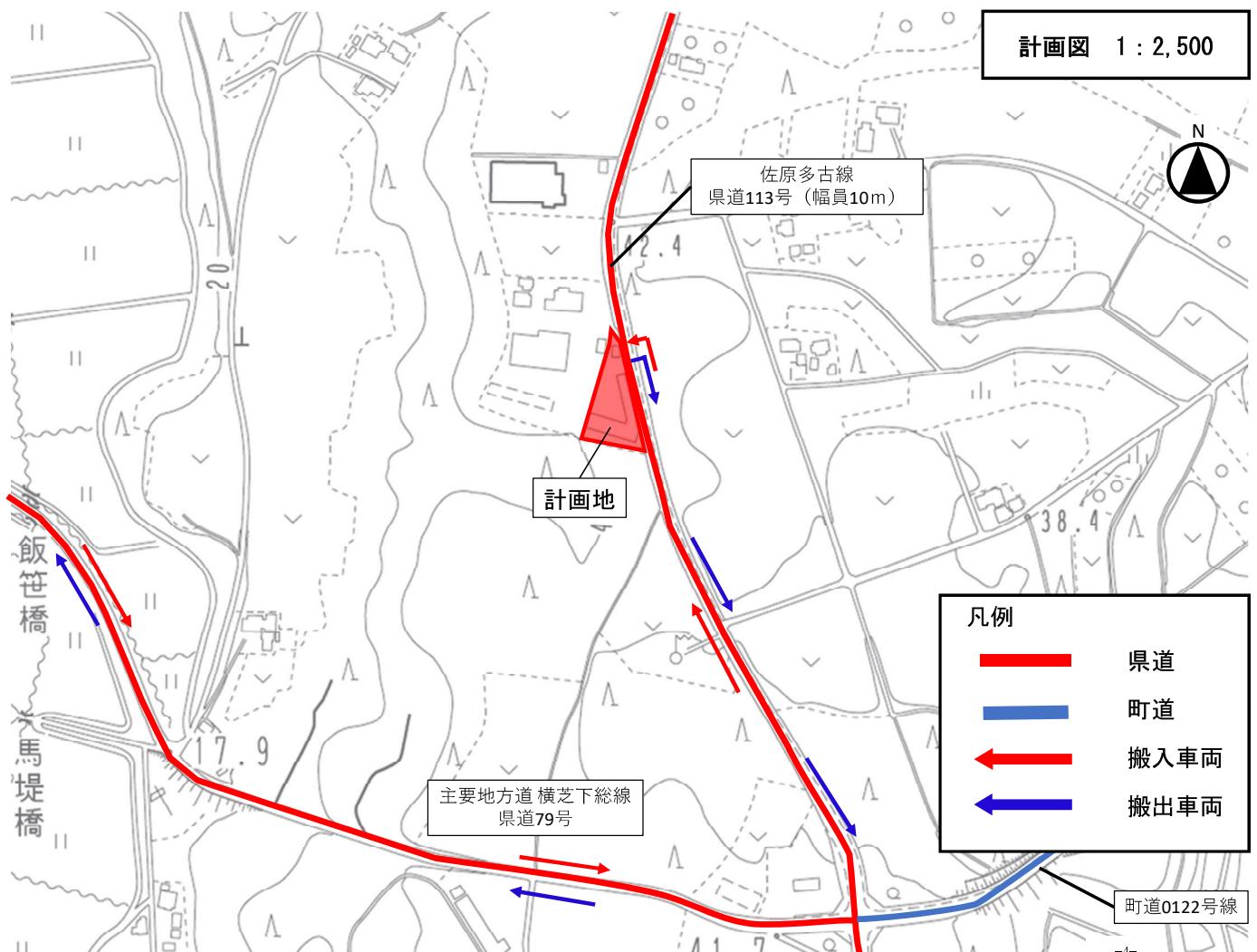
県道

町道

搬入車両

搬出車両

町道0122号線



第198回千葉県都市計画審議会「第4号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(多古町)について

1 施設の概要

設置者	株式会社桂エコシステム 代表取締役 伊藤 公子		
敷地面積	1,467.86 m ²	前面道路幅員	10m
計画地内の 処理施設 (計6基)	許可対象施設(産廃) 既設:破碎機(1基)		
	許可対象外施設 既設:破碎機、圧縮機等(計5基)		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> 県及び町の都市計画と整合している。 申請地は用途地域の指定の無い区域に位置している。 近傍に既決定の都市施設はない。 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> 主要な搬出入経路は、幅員10mの県道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大10台) 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ1.8m以上のフェンス等を設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

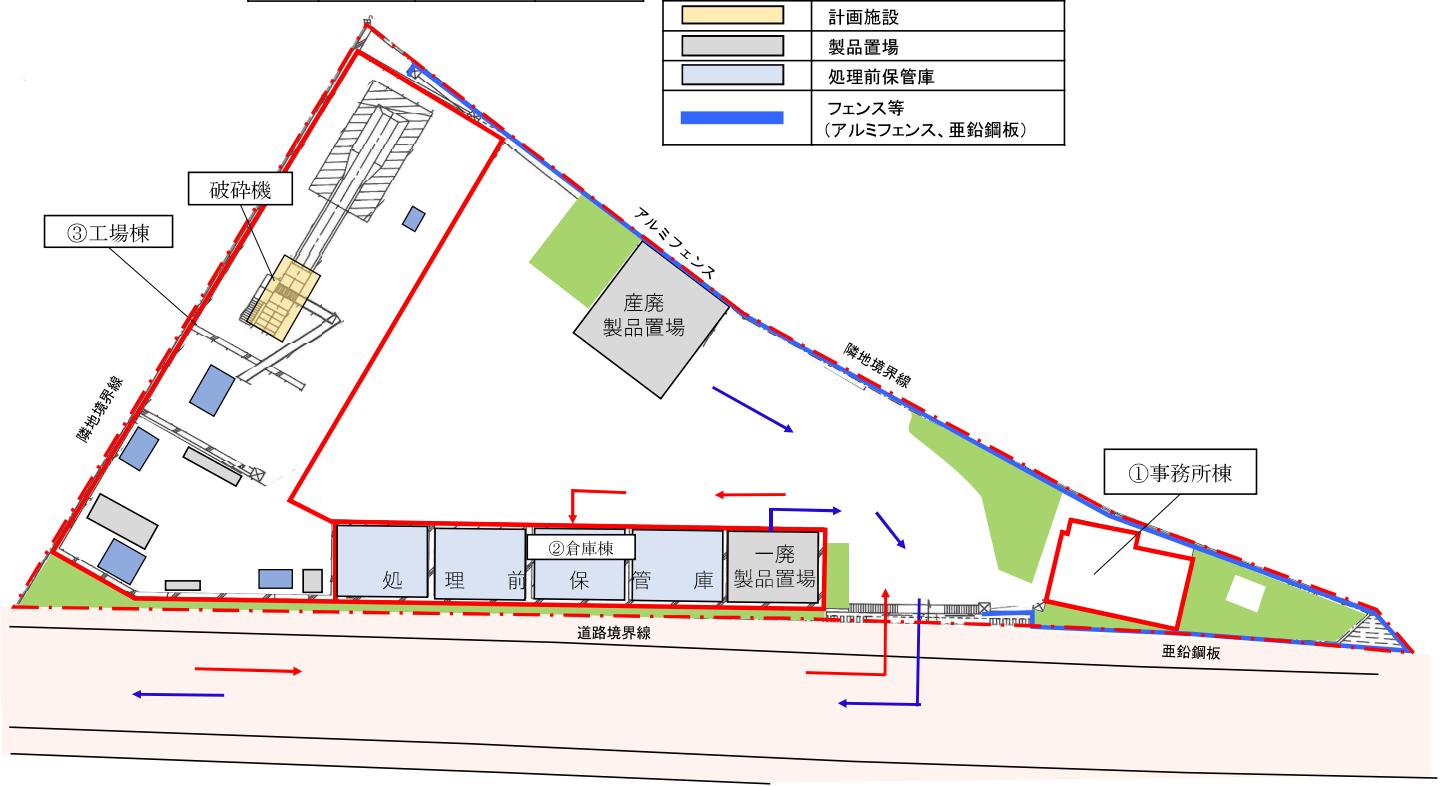
※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1:250



【凡例】

—	計画地の境界線
—	建築物の輪郭
	緑地(154.363m ² 、10.5%)
→	搬入
→	搬出
	既存処理施設
	計画施設
	製品置場
	処理前保管庫
	フェンス等 (アルミフェンス、亜鉛鋼板)



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 特別措置法に基づく「ダイオキシン類」を排出する特定施設に該当しないため。
	多古町 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 条例に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。
騒 音	騒音規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制法に基づく、騒音規制区域に該当しない。
	多古町 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間：8時～18時]
振 動	振動規制法	無		時間帯 規制値 予測値
	多古町 公害防止条例	有		朝夕（6～8時、 19～22時） 稼動しない
				昼間（8～19時） 60dB 55.2dB
				夜間（22～6時） 稼動しない
悪 臭	悪臭防止法	無	—	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。
	多古町 公害防止条例	無	適合	敷地境界における予測値 [施設稼動時間：8時～18時]
				時間帯 規制値 予測値
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	昼間（8～19時） 60dB 56.9dB
	多古町 公害防止条例	無	—	夜間（19～8時） 稼動しない